

令和2年7月1日

大阪府知事 吉村 洋文 様

泉佐野市長 千代松 大耕

ふるさと納税指定制度への本市の早期指定を求める要望書

令和2年6月30日、ふるさと納税指定制度から本市を不指定としたのは違法であり、国に対し不指定の取り消しを求めた行政訴訟に対する判決が最高裁判所で行われ、これまでの本市の主張が認められるとともに、総務大臣に対し不指定の取り消しが命じられました。

本市は、昨年6月1日施行の改正地方税法に基づき、新たに導入されるふるさと納税指定制度への指定を受けるべく、総務大臣に対し申請しましたが、認められず不指定となりました。その理由は、平成31年総務省告示第179条第2条第3項に定められている指定基準にあり、法施行前の平成30年11月1日からの寄附金の募集方法や受領した寄附金額が指定基準の対象とされたことにあります。本市は、新制度開始当初から不指定となり、しかもこの基準がある限り不指定の期間も全く見通せない不合理な扱いに対し、総務省の第三者機関である国地方係争処理委員会に審査の申立てを行い、委員会からは再検討の勧告がなされたものの、総務大臣はこれを受け入れませんでした。そこで、地方分権を後退させないためにも、司法判断に委ねることとし、大阪高等裁判所では本市の主張は認められませんでした。上告した最高裁判所で今回の判決に至った次第であります。

ふるさと納税は、国と地方が連携し、地方分権、地方創生を目的に創意工夫して取り組むことが本来の目的であります。本市にとって、ふるさと納税はこれまで地元の地域活性化に大きく寄与してきた施策であることから、早期に本制度へ指定され、参加することは市民の望みでもあり、本市の活性化、延いては大阪府の活性化につながるものと考えています。

大阪府におかれましては、今回の最高裁の判決の趣旨を踏まえていただき、国がふるさと納税指定制度における指定基準を見直し、本市が一刻も早く本制度へ指定されるよう、国に対し最大限の働きかけをお願い申し上げます。

以上